

## 北朝鮮による韓国・大延坪島への砲撃に抗議する決議

北朝鮮は11月23日、韓国の大延坪島（テヨンピョンド）に対して砲撃を行った。これにより、韓国軍の兵士2人、民間人2人が死亡し、重軽傷者も出て、ほとんどの島民が緊急避難する事態となった。

民間人が居住する島への無差別の砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも、南北朝鮮の諸合意にも反する、無法な行為である。国連の潘基文（パン・ギムン）事務総長は即日、「北朝鮮の砲撃で朝鮮半島の緊張が高まることを憂慮する」との声明を発表した。

北朝鮮は今回の行為を、韓国軍が「北朝鮮の領海」で軍事演習を行い砲撃したため、断固とした軍事的措置を講じたとしている。しかし、海域における境界線については両国の主張が異なっているものの、同島とそこへの航路が韓国側に属することは北朝鮮も認めていることであり、北朝鮮の言い分は成り立たない。それにもかかわらず武力攻撃を行ったことは断じて許されるものではない。

江戸川区議会は、北朝鮮のこのような軍事的挑発行為を厳しく非難する。また、北朝鮮が、攻撃とそれによる被害の責任をとり、挑発的な行動を繰り返さないことを求める。加えて、韓国をはじめ関係各国が、事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的・政治的な努力によって解決することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年12月7日

江戸川区議会